

平成22年8月17日  
消費者庁

## 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件無し
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うち携帯型音楽プレーヤー1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち窓1件、ユニットバス1件、自転車1件、花火(打ち上げ花火)1件、  
電動アシスト自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者  
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 6. 特記事項

(1) アップルジャパン株式会社が販売した携帯型音楽プレーヤー(管理番号A201000413)

#### ① 事故事象及び再発防止策について

アップルジャパン株式会社が販売した携帯型音楽プレーヤー商品名“iPod nano”(第

一世代)を充電中、当該製品から出火する火災が発生しました。

本件の事故原因については、現在、調査中ですが、同様の事故はこれまでに重大製品事故(火災)6件(うち軽傷の火傷があったもの1件)、非重大製品事故21件が発生しています。

当該製品は、バッテリーセル内部に製造不良があったことにより、充放電サイクルを繰り返すうちにバッテリー内の絶縁部が劣化し、バッテリーが内部短絡を起こし過熱に至った可能性があるかと推定されています。同社では、当該製品でバッテリーの過熱に不安を持っている消費者からの連絡により、バッテリーの交換手続を受け付けるとしています。

なお、同社では、事故の再発防止を図るため、平成22年8月11日に、“iPod nano”(第一世代)の登録ユーザーに対して、注意喚起及び当該製品に不具合が発生した場合のバッテリーの交換手続について、電子メールによる一斉連絡を行っています。

### ②対象製品等：機種・型式名、販売期間及び販売台数

| 機種・型式名   | 販売期間                | 販売台数       |
|----------|---------------------|------------|
| MA004J/A | 平成17年9月～<br>平成18年9月 | 708,000台   |
| MA005J/A |                     | 393,000台   |
| MA099J/A |                     | 424,000台   |
| MA107J/A |                     | 287,000台   |
| 合計       |                     | 1,812,000台 |

### ③消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、当該製品を充電中に本体の過熱がないか十分に御注意いただくとともに、過熱の兆候がみられた際には、事業者が行うバッテリーの交換手続を行ってください。

(アップルジャパン株式会社の問い合わせ先)

フリーダイヤル：0120-27753-5

ホームページ：[http://support.apple.com/kb/TS2099?viewlocale=ja\\_JP](http://support.apple.com/kb/TS2099?viewlocale=ja_JP)

(本発表資料の問い合わせ先)

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：中嶋、服部、榎本 電話：03-3507-9204(直通)

(アップルジャパン株式会社が販売した携帯型音楽プレーヤーの発表資料に関する問い合わせ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室長 藤代

担当：山崎 電話：03-3501-1707(直通)

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

該当案件無し

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号       | 事故発生日      | 報告受理日      | 製品名        | 機種・型式    | 事業者名         | 被害状況 | 事故内容   | 事故発生都道府県 | 備考  |
|------------|------------|------------|------------|----------|--------------|------|--|----------|---|
| A201000413 | 平成22年7月23日 | 平成22年8月13日 | 携帯型音楽プレーヤー | MA004J/A | アップルジャパン株式会社 | 火災   | 当該製品を充電しながら就寝中、異臭と発煙により目を覚ますと、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。現在、原因を調査中。 | 東京都      | 平成22年8月11日に不具合品の部品交換対応を一斉連絡<br>平成22年8月11日に消費者安全法の重大事故等にて公表済事故 |

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号       | 事故発生日      | 報告受理日      | 製品名        | 被害状況 | 事故内容   | 事故発生都道府県 | 備考   |
|------------|------------|------------|------------|------|--|----------|--|
| A201000407 | 平成21年12月初旬 | 平成22年8月12日 | 窓          | 重傷1名 | 上げ下げ式の当該製品を開け、下枠に手を掛けたところ、突然、上げ下げ部のガラス窓が落下し、右手指を負傷した。現在、原因を調査中。                                    | 高知県      | 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意。                      |
| A201000408 | 平成22年6月中旬  | 平成22年8月12日 | ユニットバス     | 重傷1名 | 浴室内の清掃をするため、当該製品の化粧エプロン(浴槽の側面をカバーする化粧板)に触れたところ、化粧エプロンが脱落して右手を負傷した。施工が適切に行われていたかも含め、現在、原因を調査中。      | 福島県      |  |
| A201000409 | 平成21年3月5日  | 平成22年8月12日 | 自転車        | 重傷1名 | 当該製品で走行中、段差を登った際、ハンドル右側が付け根から折れ、左に重心がかかり、転倒して負傷した。現在、原因を調査中。                                       | 愛知県      | 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意。事業者は民間調査機関に調査を依頼していた。 |
| A201000410 | 平成22年7月3日  | 平成22年8月12日 | 花火(打ち上げ花火) | 重傷1名 | 町内子供会で花火をしていたところ、当該製品に点火した際、花火が水平方向に飛び、約5m離れていた被害者に当たり、右手に火傷を負った。当該製品の固定方法が適切だったかどうかも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県     |  |
| A201000412 | 平成22年7月    | 平成22年8月13日 | 電動アシスト自転車  | 死亡1名 | 当該製品で走行中、壁にぶつかったと思われる事故が発生し、1名が死亡した。ブレーキワイヤーが切れていた。現在、原因を調査中。                                      | 大阪府      |  |

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

携帯型音楽プレイヤー（管理番号：A201000413）

